

町と稱すべき由なし。後世飴をば俗に地黃煎飴と呼びなすゆゑに、右の如くいへるなるべし。飴と地黃煎とは其の品異なり。

○地黃煎之事故

龜尾記に云ふ。地黃煎町の邊は、むかしは六斗林とて、茂れる木林なる不毛の地なるを、悉く伐り開き田畑となし、或は村家を建てしが、其の初め此の地にて地黃の製藥をなさしむ。依りて古地黃煎町と呼び、今に至り地黃煎町の名あり。といへり。平次按ずるに、右龜尾記に載せたる傳説は實事なるべし。地黃は、和名抄草類に、本草云地黃一名地髓。と見ゆ、延喜典藥寮式に、加賀國地黃四斤十一兩。薯蕷一斗云々。附貢調使送寮。など見ゆれば、上代より當國は地黃を國産の一品となし、典藥寮へ貢ぎたる事知られたり。さて地黃煎といふことは、三代實錄卷四に、内藥正大神虎主の卒傳中に嘗出自禁中。向作地黃煎之處云々。と見ゆ、春記に、長曆三年十月廿日丁丑。地黃煎使事。以出納責任遣云頭并許。など見ゆたり。地黃煎といへるものは、地黃を煎じ詰めたる藥水にて、昔は今夏季に枇杷葉湯を

賣りあるく如く、郡地の村落までも地黃煎を持ち出し商ひたりけん。地黃煎町の地は、即ち地黃煎を此の地にて製造せしゆゑ、地名に呼び初めたるものなりといへり。按ずるに、地黃煎といふものを郡地の諸村落などへ賣りあるきたるを停止せられし事、改作所舊記に彼是之の違書を載せたり。其の文如左。

地黃煎たばこ刻御停止に被仰付候間、御郡中可被申候。勿論小物成裁許十村中へ、右兩頭之役銀取立、爲指除候様に可被申渡候。以上。

正月四日

御算用場

武部四郎兵衛殿

千秋彦兵衛殿

右は寛文元年也。

役儀御赦被成、地黃煎賣御停止被仰出候處に、頃あめとなづけ、在々へも入込賣申由に候。其上酒の振賣も仕由に候。近日足輕廻し爲捕可申候間、宿々並町はづれ百姓地に有之者共は、可有御申付候。以上。

五月六日

御算用場

千秋彦兵衛殿

右之通に候條、宿々百姓地之分、爲賣不申様、急度可申付候。以上。

千秋彦兵衛

右は寛文二年也。

御郡中改作被仰付候。以後酒・地黃煎其外菓子等、榮耀之物ふり賣、見せ賣仕儀、御郡中御停止之處に、頃猥に入込商賣仕由候條、向後左様之物候はゞ、うり物押取可申候。勿論所之もの、見せ賣にも不仕様に、急度御支配之御郡中へ御申觸、十村方より縮り書付御取置可有候。以上。

六月八日

御算用場

千秋彦兵衛殿

林 十左衛門殿

去八日相觸候通、御郡在々に而は、振賣見せ賣共に酒地黃煎其外菓子等、榮耀之賣物御停止に候。宿方並往還筋之分は、酒・地黃煎・干菓子之外は、見せ賣仕儀不苦候條、其段御支配中へ御申觸可有候。以上。

六月廿四日

御算用場

千秋彦兵衛殿

林 十左衛門殿

右御算用場重而御觸之趣、委細得其意候様に申渡、書付取置、面々御請可上之候。以上。

千秋彦兵衛

林 十左衛門

能美・石川・加賀郡十村中

松 任肝煎中

右は延寶元年也。

先達而申入候得共、頃御郡宿々在々、酒・地黃煎或こま物或着類等、商人共致持參大分商賣仕、且又百姓共之内にも、跡々無之商賣仕者有之様に相聞候。此儀先年改作被仰付候より、百姓榮耀之買物仕候儀御停止に候得共、近年作毛宜候之故、密々相背申者有之由に候間、村肝煎書付は十村方へ取置、十村御請は各方へ取置可被申候。其上横目を切々出可申候。其通御申渡可有之候。以上。

四月十日

御算用場

林 十左衛門殿